

生殖医療ルールに矛盾

3月に復帰。このほど中国新聞の取材に応じ、卵子提供などをめぐる現在のルールには「矛盾がある」と指摘したうえで法整備の必要性について語った。(編集委員・申信考)

自民党の野田聖子衆院議員(50)は米国で第三者から卵子提供を受け、今年1月に男児を出産した。産後の経過が順調でなく、緊急手術を受けたため国会を欠席していたが、

卵子提供と代理母 野田衆院議員に聞く

—50歳で初めての出産です。2009年11月、夫と一緒に米国のクリニックを訪れて検査を受け、帰国後、そのクリニックから米国人女性の卵子提供者を紹介された。私は提供者の条件は一切つけず、最初に紹介された人に決めた。卵子提供の結果はすべて受け入れようと思っていましたから。出産は国内の病院だった。息子は体が弱くまだ入院しているが、日々回復し、体重も増えている。懸命に生きようとする姿を見ると勇気づけられます。

国内より高い費用
—米国での卵子提供で約500万円かかったそうです。はい。米国は保険が利かないうえに、医療費が高い。「経済的に余裕のある人しかできない」という批判も

「生殖補助医療を望む人には基本的に規制をかけるべきではない」と語る野田議員 (東京・永田町の衆院議員会館)



分婭主義時代に合わず 法律での規制には疑問

—自分が望めば何でもいいのか、という批判もあります。生殖補助医療を受けても、皆に子どもが生まれるわけではない。時には泣きそうなおもいでやっていきます。何でもしていいのかというのは、現場を知らない人の言葉だと思つた。

私は14回の体外受精で妊娠せず、卵子提供を受けた。「どうしてそこまで」という声もあるが、妊娠、出産には多様なかたちがあることを理解してほしい。

提供の事実告げる

—卵子提供の場合、遺伝的につながった母と、産みの母が異なることになり、親子関係が複雑になる、という批判もあります。国内では1948年に初めて、夫婦以外の第三者からの精子提供で人工授精が実施された。このケースも、遺伝的につながっている父と、育ての父が異なることになるが、1万人以上の子どもが生まれたといわれている。

今、問題なのは、精子提供で生まれた子どもが事実上の親戚関係の団体「日本生殖補助医療標準化機関」も09年から、卵子提供の体外受精を実施しているが、医学的な理由がある場合に限られる。

を知らされずに成人し、突然、何かの事情で知って苦しむケース。子どもたちから本当のことを知らせてほしいという声が出ている。私は息子が幼稚園ぐらになつたら提供の事実を告げようと、夫と決めていた。

—タレントの向井亜紀さんのように自分の受精卵で、米国で代理出産をする例もあります。分婭主義ともいわれているが、最高裁判例などで「母子関係は分婭の事実で発生する」というルール、つまり産みの女性が母だというのがあり。向井さんは自分が産んでいないという理由で、遺伝的な血縁関係があるわが子と特別養子縁組をしなければいけないからです。

でも、私は息子と遺伝的な血縁関係はないけど、私が産んだので実母と実子で出生届は受理された。どこか矛盾している。分婭主義は代理出産や卵子提供が確立される前に作られたルールで、それを現代の問題にあてはめるのはおかしい。—法整備についてはどう考えていますか。代理母について積極的に認めるつもりはないが、かといって禁止する法律を作るべきでもないと思う。若くしてがんで子宮を失った女性などやむをえない理由に限って認め、生まれた子どもと養子縁組をしなくてもいいようにしたい。

ただ、何でも法律で決めるのもどうか。精子提供は法律がなくてもずっと前から行われていた。卵子提供も事情のある人には、提供者、医療機関との信頼関係の中で実施するのがいいと思う。

卵子提供 国内で卵子提供による妊娠、出産が明らかになったのは1998年、長野県の産婦人科病院で、妹の卵子提供で姉が体外受精を受けて、双子を

クリック

出産したケース。産婦人科学会には「体外受精は夫婦間に限る」という倫理指針(83年)があり、卵子提供は賛否両論がある。2003年、国の審

議会が、卵子提供などを条件付きで容認する報告書をまとめた。これを受けて広島市内のクリニックを含む不妊治療の民間医療

機関の団体「日本生殖補助医療標準化機関」も09年から、卵子提供の体外受精を実施しているが、医学的な理由がある場合に限られる。

を知らされずに成人し、突然、何かの事情で知って苦しむケース。子どもたちから本当のことを知らせてほしいという声が出ている。私は息子が幼稚園ぐらになつたら提供の事実を告げようと、夫と決めていた。

今を読む